

近江八幡市に建設工事競争参加資格を申請される方へ

(令和8年度建設工事競争参加資格審査申請書提出要項)

1 審査基準日

滋賀県に準ずる。(直前決算日)

2 資格要件について

滋賀県に準ずる。

3 技術職員基準について

滋賀県に準ずる。

4 資格の有効期間

市内・準市内 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間

県内・準県内・県外 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間

※県内・準県内・県外は、中間年申請(1年間有効)となります。

5 用語

市 内: 建設業法に基づく拠点を近江八幡市内に有し、近江八幡市で登録する方

準市内: 建設業法に基づく支店・営業所等を近江八幡市内に有し、近江八幡市で登録する方

県 内: 建設業法に基づく拠点を滋賀県内(近江八幡市を除く。)に有し、県内で登録する方

準県内: 建設業法に基づく支店・営業所等を滋賀県内(近江八幡市を除く。)に有し、県内で登録する方

県 外: 建設業法に基づく拠点を滋賀県外に有し、滋賀県外で登録する方

6 参加希望工事

・参加希望工事の区分は別表1のとおりです。(滋賀県と同様の区分。全16種類)。

・入札参加が認められるのは、1者につき2業種までです。

・市内・準市内業者については参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置する必要があります。(詳細については、別紙1「技術職員基準」参照)

・市内業者で、土木一式工事、建築一式工事に参加希望の場合、点数化、格付を行います。(詳細については、別紙2「参加希望工事の点数化及び格付について」参照)

7 申請書提出後の変更について

申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した事項に変更があった場合、滋賀県土木交通部監理課 申請受付担当(TEL:077-528-4985)にお問い合わせの上、修正申請を行ってください。

また、当該年度の修正受付期間終了後に変更が生じた場合は、次の通り対応してください。

(1) 商号、所在地、代表者、受任者等の記載事項に変更が生じた場合、変更内容を証する書類を添えて、速やかに近江八幡市指定様式「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

(2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は近江八幡市ホームページに掲載している提出方法により作成すること。

(3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は持参又は郵送とする。

(4) 建設業許可の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。

(5) 公共工事を発注者から元請けで請け負おうとする者は、発注者と工事請負契約を締結する日の1年7箇月以内の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならないので、経営事項審査を受けなかった時は、速やかに取消又は廃業等の「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

(6) 上記の変更届の提出に加え、翌4月1日以降に、滋賀県市町共同受付システムにおいても、変

更申請の入力手続きを行うこと。

- (7) 入札参加希望業種の追加・変更を希望の場合は、中間年申請により受け付けるものとします。
なお、修正期限以降は、年度途中での変更（取消を除く）は不可とします。

8 申請後の申請内容の修正期限について

申請後、申請内容に誤り等があった場合は、令和8年2月2日(月)までに修正申請を申し出てください。これ以降の修正の申し出には一切応じられません。

9 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがあります。
なお、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行います。
- (4) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。
申請者の責任により作成し、提出してください。
- (5) 近江八幡市では市内に本店がある者に対して優先的に発注を行っております、その旨を充分理解したうえで登録していただくようお願いします。
- (6) 申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は令和8年4月1日より下記のとおり公表します。
 - ・公表内容
商号、名称、代表者職・氏名、所在地、格付 等
 - ・閲覧場所
近江八幡市役所（本庁） 情報公開コーナー
近江八幡市役所（安土町総合支所） 情報公開コーナー
近江八幡市ホームページ（トップページ→事業者の方→競争参加資格に関すること）
- (7) 県外業者であっても、近江八幡市内の支店や営業所等で登録を希望する場合は、準市内業者となります。技術職員に関する審査のため、滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル（県内工事業者用）及びこの要項により、必要書類を近江八幡市に直接提出してください。

10 問い合わせ先

近江八幡市総務部管財契約課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地

電 話 0748-33-3111（代表） 内線416, 421

0748-36-5557（直通）

入札参加希望業種と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (略号 =土) (コード=51)	土木一式工事 (土)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るものを除く）、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事（交通安全施設に係るものを除く）、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石工事 (石)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事
	鋼構造物工事 (鋼)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 (しゅ)	しゅんせつ工事
	水道施設工事 (水)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事、 水道配水管布設工事、水管橋設置工事
建築一式工事 (建) (52)	建築一式工事 (建)	建築一式工事
	大工工事 (大)	大工工事、型枠工事、造作工事
舗装工事 (舗) (53)	舗装工事 (舗)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
電気設備工事 (電) (54)	電気工事 (電)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事（非常用電気設備を含む。）、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電気通信工事 (通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
消防施設工事 (消) (55)	消防施設工事 (消)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事

入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建 設 工 事 の 例 示
給排水冷暖房工事 (給) (56)	管 工 事 (管)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く）
	熱 絶 縁 工 事 (絶)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
機械設備工事 (機) (57)	機 械 器 具 設 置 工 事 (機)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗装工事 (塗) (58)	塗 装 工 事 (塗)	塗装工事（交通安全施設に伴う塗装を除く）、容射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造園工事 (園) (59)	造 園 工 事 (園)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
	石 工 事 (石)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
さく井工事 (井) (60)	さ く 井 工 事 (井)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄骨工事 (鉄) (61)	鋼 構 造 物 工 事 (鋼)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄 筋 工 事 (筋)	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
橋梁上部工事 (橋) (62)	土 木 一 式 工 事 (土)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む。）、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るもの）
	鋼 構 造 物 工 事 (鋼)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む。）
法面処理工事 (法) (63)	防 水 工 事 (防)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	と び ・ 土 工 ・ コンクリート工事 (と)	現場吹付法砕工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事

入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
建築附帯工事 (附) (64)	左 官 工 事 (左)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	と び ・ 土 工 ・ コンクリート工事 (と)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	解 体 工 事 (解)	工作物解体工事
	屋 根 工 事 (屋)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 (タ)	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
	板 金 工 事 (板)	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガ ラ ス 工 事 (ガ)	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	防 水 工 事 (防)	防水工事（建築物に伴うもの）
	内 装 仕 上 工 事 (内)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建 具 工 事 (具)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	建 築 一 式 工 事 (建)	文化財建造物修理工事
	大 工 工 事 (大)	文化財建造物修理大工工事
交通安全施設工事 (交) (65)	と び ・ 土 工 ・ コンクリート工事 (と)	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）、看板設置工事（交通安全施設に係るもの）
	塗 装 工 事 (塗)	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に係るもの）
	電 気 工 事 (電)	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に係るもの）
	電 気 通 信 工 事 (通)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に係るもの）
清掃施設工事 (清) (66)	機 械 器 具 設 置 工 事 (機)	交通安全施設に係るもの
	清 掃 施 設 工 事 (清)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

技術職員基準

1 参加希望工事に対応する技術者の配置

- (1) 全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を 1 人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づきます。なお、1 つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内いづれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。
※ただし、下記に示す「3 職員の要件」を満たす者が 1 人もおらず、参加希望工事が 1 種類も申請できない場合においては、3 職員の要件（1）の「審査基準日以前6か月超の日」を申請日と読み替えると要件を満たす職員がいる場合に限り、1 種類に限り技術職員がいなくても入札参加を認めることとします。
- (2) 技術職員 1 人につき参加希望工事は 1 種類までとし、2 種類以上を重複して配置することはできません。

2 参加希望工事に係る技術職員区分

技術職員区分は次のとおりです。（経営事項審査における「技術職員数（1 級、2 級、その他）」とは異なります。）

- ・「1」… 審査基準日において有効な監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得も含む）し、監理技術者講習を修了している者
- ・「2」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表（滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル参照）のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有している者
- ・「3」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有している者

3 職員の要件

以下（1）から（7）の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 審査基準日以前6か月超の日に採用され、申請日現在雇用されていること。
- (2) 市内の本店又は支店・営業所等に勤務していること。
- (3) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- (4) 社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること。
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が 4 人以下等）は除きます。
- (5) 雇用保険の被保険者であること。
ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が 1 人もいない等）は除きます。
- (6) 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- (7) 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

参加希望工事の点数化及び格付について

市内業者において「土木一式工事」「建築一式工事」に登録を希望する者を対象に、点数化の通知を行います。

【点数：客観事項評価基準に主観事項評価基準を加点したもの】

- ・客観事項評価基準：登録希望業種に対応した許可建設工事の経営事項審査総合評定値(P点)の内、最も大きい総合評定値
- ・主観事項評価基準：下記の加点項目付属表による点数

【格付】

「近江八幡市建設工事請負業者の格付けに関する基準」に基づき上記点数に加え、技術者数、特定建設業許可の有無等により格付を行い、通知及び公表を行います。

加点項目付属表

項目、加点条件、提出書類	加点内容	
【1】 工事成績		
(1) 参加希望工事別の工事成績 ・近江八幡市が発注し、契約金額が 200 万円以上であり、令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日の間に管財契約課による完了検査を終了した工事 提出書類：なし	次の計算式により算出した点数 +125 ～ -50 (工事成績評定点の平均(小数点切上げ)-60)×5 ・平均が 85 点以上の場合には平均を 85 点として計算する ・平均が 50 点以下の場合には平均を 50 点として計算する ・該当案件が無い場合は平均を 60 点として計算する ・緊急工事及び共同企業体の工事成績は含めない	
【2】 信用状況		
(1) 入札参加停止及び指名停止状況 ・令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日の停止歴 提出書類：なし	ア 1 箇月未満 -5 イ 1 箇月以上 2 箇月未満 -10 ウ 2 箇月以上 3 箇月未満 -20 エ 3 箇月以上 6 箇月未満 -30 オ 6 箇月以上 12 箇月未満 -50 カ 12 箇月以上 -70	
【3】 経営管理		
(1) ISO9000 シリーズの取得 …滋賀県市町入札参加資格審査申請マニュアル（県内工事業者用）5.2 確認書類の作成 No.11「ISO 認証取得」参照 提出書類 ・審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（I A B）等）による証明書の写し	ISO9001 の取得 +15	

(2) ISO14001 又はエコアクション 21 の取得 …申請マニュアル（県内工事業者用）5.2 確認書類の作成 No.11、No.12「エコアクション 21 等の認証・登録」参照 提出書類 ・ISO14001：審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）による証明書の写し ・エコアクション 21：認証、登録証の写し	ISO14001 の取得 +15 エコアクション 21 の取得 +10 （両方取得の場合でも +15）
【4】雇用関係、労働安全衛生管理及び労働福祉	
(1) 社会貢献活動 ① 滋賀県知事制定「美知メセナ活動」又は「淡海エコフオスター制度」の登録 …申請マニュアル（県内工事業者用）5.2 確認書類の作成 No.13「社会貢献活動」参照 提出書類 美知メセナ活動合意書または淡海エコフオスター制度の合意書の写し	美知メセナ活動 +10 淡海エコフオスター制度 +10 （両方登録の場合でも +10）
② 近江八幡市との「漏水修理待機」の契約 ・令和 7 年度に契約し、申請日において契約が継続していること 提出書類：なし	漏水修理待機契約 +10
③ 近江八幡市消防団員の雇用 ・令和 7 年 4 月 2 日以前において近江八幡市消防団員に入団し申請日時点において在籍しているものを雇用していること。 ・近江八幡市消防団とは消防組織法に基づき設置される消防機関で自警団等の自主防災組織は含まない ・活動実態がない場合は、加点の対象とならないことがあります。 提出書類：なし	近江八幡市消防団員の雇用 +5 （複数人雇用している場合でも +5）
(2) 障がい者雇用 …申請マニュアル（県内工事業者用）5.2 確認書類の作成 No.14、No.15「障害者応援関連」参照 提出書類：障害者雇用状況届	障がい者雇用 +10 （複数人雇用している場合でも +10）

(3) 次世代育成支援対策 …申請マニュアル（県内工事業者用）5.2 確認書類の作成 No.16「次世代育成支援対策」参照 提出書類 基準適合一般事業主認定通知書（労働局発行）の写し	次世代育成支援対策 +5
(4) 保護観察対象者等の就労支援 …申請マニュアル（県内工事業者用）5.2 確認書類の作成 No.19, No.20「保護観察対象者等の就労支援」参照 提出書類 ・登録証の写し（大津保護観察所から送られてきており、大津保護観察所長印が押印されているもの） ・別記様式9「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」原本（登録証が発行されていない方のみ。大津保護観察所の証明済のもの）	保護観察対象者等の就労支援 +5